

入札説明書

地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）の在宅酸素供給装置の借上げ（総合評価落札方式）に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和2年2月14日

2 入札に付する事項

入札に付する事項

- | | |
|------------------------|---------------------|
| (1) 件名 | 在宅酸素供給装置の借上げ |
| (2) 仕様等 | 仕様書による |
| (3) 履行場所 | 法人の指定する場所 |
| (4) 履行期間 | 令和2年4月1日～令和4年3月31日 |
| (5) 業務担当部署 | 堺市立総合医療センター 事務局 総務室 |
| (6) 本件は、総合評価落札方式を適用する。 | |

3 入札参加資格に関する事項

入札参加資格は、以下の条件すべてに該当する者でなければならない。

- (1) 規程第3条及び法人契約規程実施細則（平成24年制定。以下「実施細則」という。）第2条の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定（旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全でない者
- (3) 国税及び地方税の未納がない者
- (4) 堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第1号から第3号に該当しない者
- (5) この公告の日から入札日までの期間において、次のいずれにも該当しない者
 - ア 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）による入札参加停止又は入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避を含む。）の措置を受けている者
 - イ 堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けている者
 - ウ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
 - エ 大阪府公共工事等に関する暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
- (6) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者

4 入札説明書等（入札関係書類を含む）の交付方法等

（１）交付方法

入札説明書等（入札関係書類を含む。）は、法人ホームページからのダウンロードすること。

法人ホームページURL： <http://www.sakai-city-hospital.jp/>

※窓口での配布は行わない。

（２）交付期間

公告日から令和２年２月２６日（水）午後５時まで

5 本入札等に係る質疑及び回答

- （１）本入札や仕様書等に関する質疑がある場合は、令和２年２月２７日（木）午後５時までに、次の質疑先に様式１「入札等に関する質疑書」を電子メールで送付すること。なお、電子メールの着信確認は、送信者の責任において行うこと。

（質疑先）

法人本部 法人事務部 法人運営室

E-mail： nyusatsu@sakai-hospital.jp

- （２）前項の質疑に対する回答は、令和２年３月３日（火）に法人ホームページにおいて公表する。

6 入札参加手続きに関する事項

本入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、申請締切日までに次のとおり申請を行い、入札参加資格の審査を受けなければならない。審査において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお「令和元年度、令和２年度地方独立行政法人堺市立病院機構入札参加資格審査申請」（以下、「入札参加資格審査申請制度」という。）において、既に認定を受けている者については入札参加資格審査申請に代わり、入札参加申請を行うものとする。

（１）入札参加資格審査申請及び入札参加申請の方法

申請書類を、別紙１「入札参加資格申請書兼誓約書等郵送用封筒の宛名書き（参考）」を参照し、一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵送すること。また、申請担当者やメールアドレスの確認のため、様式２「申請担当者連絡先」を５（１）に記載のE-mailアドレス宛に送信すること。なお、電子メールの着信確認は、送信者の責任において行うこと。

（２）申請書類

【入札参加資格申請の場合】

ア 様式３-１「入札参加資格審査申請書兼誓約書」

イ 法人にあつては登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）若しくは登記簿謄本の原本又は写し（発行後３か月以内のものに限る。）

ウ 法人にあつては印鑑証明書、個人にあつては印鑑登録証明書（発行後３か月以内のものに限る。）の原本（写し不可）

エ 国税及び地方税の納税証明書の原本又は写し（法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税等について未納税額がないことを証明するもの、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税等について未納税額がないことを証明するものであつて、発行後３か月以内のものに限る。）

オ 返信用封筒（宛名に「様」又は「御中」を付記し、８４円分の切手を貼付した長形３号）
（入札参加資格審査結果の通知用）

【入札参加申請の場合（入札参加資格審査申請制度認定者が対象）】

ア 様式３-２「入札参加申請書兼誓約書」

イ 「令和元年度・令和２年度入札参加資格審査結果通知書」の写し

ウ 返信用封筒（宛名に「様」又は「御中」を付記し、８４円分の切手を貼付した長形３号）
（入札参加資格確認結果の通知用）

※写しを提出する場合は、裏面に原本と相違ないことを証する記載及び押印（原本証明）をすること。

- (3) 申請締切日
令和2年3月5日（木）
- (4) 提出先
〒593-8504
地方独立行政法人堺市立病院機構 法人本部 法人事務部 法人運営室
※ 事業所の個別郵便番号であるため住所の記載は不要
- (5) 申請の取下げは認められない。十分検討の上、申請を行うこと。
- (6) 申請に要する費用は申請者の負担とする。また、申請書類の返却は一切行わない。
- (7) 申請書類に虚偽の記載があれば、本契約の入札参加を認めないものとする。

7 申請の無効について

- (1) 次のいずれかに該当する申請は無効とする。
 - ア 申請書類が、一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で法人契約担当部署に届けられたとき
 - イ 消印が押印されていなかったとき又は申請書類が申請締切日より後に法人契約担当部署に届いたとき
 - ウ 本契約について同一業者から複数の申請があったとき
 - エ 申請者の特定ができなかったとき
- (2) 無効となった申請書類については、申請者が特定できた場合に限り返却するものとし、返却を求める場合は、社員証など会社との関係が分かるもの及び認め印を持参の上、法人契約担当部署まで申し出ること。

8 審査結果等の通知

- (1) 審査結果及び確認結果は、令和2年3月6日（金）に申請者に対して電子メールと郵便により通知する。
- (2) 次のいずれかに該当し、入札参加資格を認めなかった（以下「不認定」という。）申請者には、その旨の理由を付して不認定通知を行うものとする。
 - ア 3の入札参加資格を満たさない者
 - イ 申請書類について不足があった場合
 - ウ その他、申請書類等に必要事項が正しく記入されていなかった場合
- (3) 認定通知日から入札締切日までの間に入札参加資格を満たさなくなった者については、当該認定を取消す。
- (4) 審査の結果、入札参加資格を満たす者が1者に満たない場合は、当該入札は中止する。

9 技術提案方法

- (1) 技術提案方法
技術提案書を、別紙2「契約候補者決定基準」の評価内容等に従い、提案要求内容を十分に理解したうえで作成し、別紙1「入札参加資格申請書兼誓約書郵送用封筒等の宛名書き（参考）」を参考に、一般書留郵便又は簡易書留郵便により計6部（正1部副5部）を郵送すること。
- (2) 提出期限
令和2年3月13日（金）
- (3) 提出先
〒593-8504
地方独立行政法人堺市立病院機構 法人本部 法人事務部 法人運営室
※ 事業所の個別郵便番号であるため住所の記載は不要。
- (4) 技術提案の評価
法人における総合評価落札方式審査会にて審議のうえ、別紙2「契約候補者決定基準」に従い、公平かつ客観的に評価する。
- (5) 技術提案書記載時の注意事項
 - ア 各評価項目、評価内容と記載内容の対応関係が容易に分かるよう工夫して作成すること。
 - イ 提案書を評価する者が特段の専門的な知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成するよう努めること。必要に応じて、用語解説などを添付すること。
 - ウ 別紙2「契約候補者決定基準」にて要求される資料を漏れなく提出すること。
 - エ 入札者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる。その際は提案書本文と添付資料の対応関係が容易に分かるよう

工夫すること。

(6) 技術提案書提出時の注意事項

- ア 正1部には、事業者の住所、商号又は名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、下欄には担当者連絡先を記載すること。
- イ 副5部には、提案者が判別できるような記載、表現等は一切行わないこと。
- ウ 提出期限後の企画提案書の差替は認めない。（法人が補正等を求める場合を除く。）

10 入札方法

(1) 入札方法

入札書を、別紙3「「入札書封筒」及び「郵送封筒」等の宛名書き（参考）」を参照し、一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵送すること。なお、入札にあたっては別紙4「郵便による入札の注意事項」を参照すること。

(2) 提出期限

令和2年3月25日（水）

(3) 提出先

〒593-8504

地方独立行政法人堺市立病院機構 法人本部 法人事務部 法人運営室

※ 事業所の個別郵便番号であるため住所の記載は不要

(4) 入札書に記載する金額

各単価に、年間予定数量を乗じたものを合計した総額を入札書に記載すること。なお、年間予定数量は別紙仕様書に記載されている数量とする。また、単価等は内訳書に記載すること。

(5) 入札書記載時の注意事項

- ア 入札書右上日付欄には入札書作成日を記載すること。
- イ 入札金額及び入札金額内訳は消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。
- ウ 金額の一桁上位には必ず¥マークを記載すること。
- エ 訂正印を用いて金額等の訂正はしないこと。訂正が必要な場合は訂正せず新たな用紙で作成すること。
- オ 数字の二重書きはしないこと。

11 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札書封筒に記名押印がないとき。その他必要な記載事項を確認できないとき
- イ 入札書に記入した文字が判読できないとき
- ウ 入札書と入札書封筒の件名が一致しないとき
- エ 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で届けられたとき
- オ 郵送封筒を開封した際に、入札書封筒が封かんされていないとき又は郵送封筒に入札書が直接入っているとき
- カ 1つの封筒に2つ以上の入札書が封入されていたとき
- キ 入札書提出期限までに提出が確認できないとき
- ク 入札に関し不正な行為を行ったとき、又は不正な行為が行われたおそれが非常に強いとき
- ケ その他、入札に関する条件に違反したとき

12 開札執行について

(1) 日時

令和2年3月26日（木） 午前9時00分

(2) 場所

堺市立総合医療センター 4階 会議室5

(3) 立会い

開札時の立ち会いは、入札者及び当該入札事務に従事しない当機構職員にて行う。

立会いを希望する場合は「入札参加資格確認結果通知書」または「入札参加資格確認結果通知書」を、必ず持参すること。

また、代理人が立ち会う場合は、様式4「委任状」を必ず持参すること。

13 契約候補者の決定方法及び評価方法

(1) 契約候補者の決定方法

次の要件を共に満たしている者のうち、下記(2)「評価値の算出方法」によって得られた数値の最も高い者を契約候補者とする。

ア 入札価格が予定価格の範囲内であること。

イ 3「入札参加資格に関する事項」にすべて該当すること。

(2) 評価値の算出方法

$\text{評価値} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$
--

(3) 技術評価点の算出方法

技術評価点は、別紙2「契約候補者決定基準」の評価内容等に従い、法人における総合評価落札方式審査会にて評価した点数とする。

(4) 価格評価点の算出方法

$\text{価格評価点} = \text{価格評価点の点数配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$
--

(5) 点数配分

技術評価点および価格評価点の点数配分については別紙2「契約候補者決定基準」のとおり。

(6) 入札結果の通知

入札結果は、契約候補者に通知するとともに、入札者に電子メールと郵便により通知する。

1.4 契約に関する事項

- (1) 契約候補者は、落札決定の通知を受けた日から6日以内に記名押印した契約書その他契約に必要な関係書類を提出しなければならない。
- (2) 契約候補者が関係書類の提出日までに8(3)に該当すると判明した場合は、契約を締結しないものとする。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 本件は単価にて契約をおこなう。

1.5 契約保証金に関する事項

契約候補者は、法人との契約の締結前に、契約保証金を納付しなければならない。ただし、規程第28条に該当する場合は、免除する場合がある。

なお、保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額等は、契約金額の100分の3以上とする。

1.6 違約金に関する事項

落札業者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、落札金額(入札書の1. 入札金額に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額))の100分の3に相当する額の違約金を徴収するものとする。

1.7 入札の辞退等

- (1) 入札を辞退する場合は、入札書提出期限までに、会社の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、印鑑証明書と同様の印鑑を押印した上で、辞退理由を明記した「入札参加辞退届」(任意様式)を提出すること。
- (2) 本契約の入札を辞退したことを理由として、以後の入札参加等に不利益な取扱いを行わないものとする。

1.8 その他

- (1) 第三者から申請者の入札参加資格に関し、疑義がある旨の通報等があった場合は、当該入札の結果如何にかかわらず、当該申請者の入札参加資格に関する調査を再度実施することができるものとする。
- (2) 入札参加者は、入札に関連する書類を熟読し、関係法令並びに規程、実施細則を遵守しなければならない。

1.9 問合せ先

法人本部 法人事務部 法人運営室

大阪府堺市西区家原寺町1丁1番1号

電話： 072-289-7031 FAX： 072-272-9911

E-mail： nyusatsu@sakai-hospital.jp